

PFI(BTO方式)		北九州市立思永中学校整備PFI事業《北九州市(福岡県)》		
人口:約97万人				
<p>■ 概要</p> <p>・北九州市立思永中学校の改築・維持管理業務を行う事業。プールは、市民開放する通年利用が可能な屋内温水プールとして整備し、民間事業者は維持管理及びプールの運営を行う。また、民間収益事業として大学院・地域連携センターが整備された。</p>				
<p>■ 事業実施の経緯</p> <p>・市では学校施設について、子どもたちの教育環境を整備し、教育効果の向上を図る観点、また、学校の耐震性を確保する観点から、順次計画的に改築を進めていた。</p> <p>・築後51年を経過した思永中学校の整備にあたり、事業地の一部に賑わいの創出、市民の利便性向上に寄与する施設を導入することが計画された。</p>				
<p>■ PPP/PFI手法導入のポイント</p> <p>・市では、市の所管する複数の学校が、耐震補強や建替えによる耐震性能の確保を要しており、厳しい財政状況の下、これに係る事業費の縮減が求められていた。</p> <p>・他の地方公共団体で、既に学校整備事業がPFI方式で実施され、一定の費用縮減効果が出ていたこと、「北九州市新行政改革大綱」(平成16年4月)において、「庁舎や市営住宅、学校等今後の公用・公共用施設の整備に当っては、民間の資金やノウハウを活用するPFI等による調達を推進」と明記されたことを受け、市では市立思永中学校の建替をPFI事業で行うこととした。</p>				
《事業データ》				
施設規模	敷地面積:約28,101㎡			
	延床面積:[中学校施設] 約13,458㎡/[民間収益施設] 約4,766㎡			
	校舎、屋内運動場、屋内温水プール(25m×7コース)、柔剣道場			
事業方式	PFI(BTO方式) (民間収益施設は定期借地権)			
事業類型	混合型 (民間収益施設は独立採算型)			
事業期間	平成19年6月～平成36年3月(約17年) [中学校施設](設計・建設:約2年/維持管理・運営:約15年) [民間収益施設](約50年)			
官民の役割分担	<p>【公共の業務】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・日常的な施設保守管理・清掃 <p>【民間の業務】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・施設整備業務(設計、旧学校解体、建設、工事監理 等) ・維持管理業務(建築物保守管理、建築設備保守管理、環境衛生管理、保安警備) ・プールの運営業務(一般開放、清掃、駐車場管理、企画事業及び物販事業) ・民間収益事業に関する業務(整備、運営) <p>〈業務分担のポイント〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・清掃や小修繕等の日常的な維持管理は生徒及び教職員が行うことを考慮し、維持管理が容易な施設とすることを求めた。 ・屋内温水プールや、地域開放を予定している施設(屋内運動場、柔剣道場等)においては、外部からの利用に配慮した計画にするとともに、生徒との日常利用動線が交錯することのないように計画することを求めた。 			
事業費	約 31 億円(税込、契約金額)			
VFM	特定事業選定時	21.7%	事業者選定時	23.7%
事業者	◎は代表企業 ◆は地元企業			
◎(株)九電工、(株)安井組、学校法人西日本工業学園、(株)設備保守センター				
応募グループ	4グループ			

スケジュール	平成15～16年度	PFI導入可能性調査・可否の検討
	平成18年2月	実施方針公表
	平成18年7月	特定事業の選定
	平成18年7月	入札公告
	平成18年12月	落札者決定
	平成19年3月	契約締結
	平成21年4月	供用開始
活用した制度等	公立学校施設整備費国庫負担金	

■ PPP/PFI手法導入の効果

- ・温水プールは、中学校の授業で利用しない時間帯は市民に開放しており、利用料金は市の収入となっている。従来は近隣市営プールが夏季だけの運営を行っていたが、温水プールで通年営業となったことでサービスが充実された。
- ・また、従来の季節運営の屋外プールでは利用が少なかった高齢者を新たな利用対象としている。温水プールの一般開放では、事業者の提案により、水泳教室やウォーキング教室等を実施している。
- ・思永中学校に接する道路残地の有効活用を図るため、市はPFI事業の附帯事業として定期借地方式により事業者に土地を貸し付け、沿道の活性化等に寄与する民間収益事業を実施した。
- ・市は学校施設と民間収益施設を同時期に一体的に整備することにより、財政負担の縮減や借地料収入等の効果を期待した。
- ・民間収益施設に関する条件は、用途制限は風営法等に抵触しないこととする制限を除き、原則自由な提案を求めた。市はまちの賑わいを創出する観点から若者が集まる大学を高く評価し、地元大学の大学院を誘致する案が採用された。

■ 地域経済の活性化

- ・落札者決定基準の中で、「地域への貢献」の項目(5点/定性点100点)を設け、その中で、地元企業との協力や雇用、資材調達等、地域経済の活性化に寄与する具体的な提案を求めた。



(出所) (株)九電工公表資料



(出所) (株)安井組公表資料

■ 参考URL

—